

例えば「障がいがある」という理由だけで・・・



スポーツクラブの入会を断られた



アパートを貸してもらえなかった



盲導犬を連れてくることを理由に入店できなかった



障がいのある人を障がいのない人と事実上平等にするために、障がいのある人に対して特別な対応をとることは、不当な差別的取扱いには当たりません。

障がいのない人と平等の機会をつくるために、必要な範囲で、障がいのある人を障がいのない人よりも優遇すること

例) 「障がい者枠」で障がいのある人を雇用する



合理的配慮の提供により、障がいのない人と異なる取扱いをすること

例) 大学受験で、試験時間を延長してもらう

